

しょうがい ひと えんじょしゃ
障 害 のある人と援助者でつくる

にほんぐるーぶ ほーむ がっかい かいそく
日本グループホーム学会 会則

だいいちじょう なまえ
第 1 条 (名前)

がっかい なまえ しょうがい ひと えんじょしゃ にほんぐるーぶ ほーむ がっかい
この学会の名前は「障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会」です。

だいにじょう もくてき
第 2 条 (目的)

ひと だれ ちいき ひと じゅう く けんり
1. 人は誰でも地域で その人らしく 自由に暮らす 権利があります。

がっかい しょうがい ひと こうれいしゃ そんけい どりつ ひと ほこ く
この学会は、障害のある人や高齢者が尊敬され、独立した人として誇りをもって暮らすための
ほうほう どうじしゃ けんきゅう もくてき
方法を、当事者とともに研究し、つくりだすことを目的とします。

ぐるーぶ ほーむ ひと ほこ い たいせつ く ば
2. グループホームは、人として誇りをもって生きるための、大切な暮らしの場のひとつです。

がっかい ぐるーぶ ほーむ く ひと ひと い じゅうきよ
この学会は、グループホームで暮らす人が、その人らしく、よりよく生きてゆくために、住居のあり
かた しえん かた ねんきん きゅうよ じゅうきよ かいご せいかつほしょうぜんたい
方、支援のあり方、さらに、年金、給与、住居、介護など生活保障全体について、さまざまな
たちば しら かんが
立場からよく調べ、考えます。

だいさんじょう じぎょう
第 3 条 (事業)

もくてき たっせい がっかい つぎ じぎょう
こうした目的を達成するために、この学会は次の事業をおこないます。

けんきゅう ちょうさ かいはつじぎょう かだい かんが しら ひつよう
1. 研 究 ・ 調 査 ・ 開 発 事 業 (課題について 考え、調べ、必要なものをつくりだ
かつどう
す活動)

じょうほうこうかい じょうほうていきょう じょうほうこうかんとくじぎょう じょうほう
2. 情 報 公 開 ・ 情 報 提 供 ・ 情 報 交 換 等 事 業 (情報をあきらかにし、
やくだ かつどう
役立つ活動)

せいさくていげんとうじぎょう じぶん かんが くに じちたい せいさく むすび
3. 政 策 提 言 等 事 業 (自分たちの 考えを国や自治体につたえ、政策に 結 びつける

かつどう
活動)

4. 研修・啓発等事業 (課題について話し合い、共に理解を深める活動)

5. その他目的を達成するために必要な事業

だいよんじょう かいいん
第4条 (会 員)

1. 会員は、この学会の目的に賛成する個人です。

ぐるーぷ だんたい かいいん
グループや団体が会員になることはできません。

2. 会員には、情報会員、一般会員、本人会員があります。

じょうほうかいいん まいとし えん いっぱんかいいん まいとし えん ほんにんかいいん まいとし えん
情報会員は毎年6000円、一般会員は毎年5000円、本人会員は毎年1000円を

かいひ がっかい
会費として学会にはらいます。

3. この学会の目的に反したり、学会の信用を失うようなことをしたり、会費を1年以上はらわな

ばあい かいいん しかく うしな
かった場合は、会員の資格を失うことがあります。

4. 会員資格は、入会申し込みが受理された年度の4月から翌年の3月までとします。

5. 退会は、申し出があった日に関わらず、年度末に受理します。

ねんどとちゅう たいかい もう で もの ねんど かいひ
年度途中で退会を申し出た者も、その年度の会費をはらうこととします。

だいがいじょう そうかい
第5条 (総 会)

1. 総会は年1回ひらきます。

2. 総会はこの学会の最高議決機関です。

そうかい ぎけつ しゅつせきしゃ かはんすう さんせい ひつよう
総会の議決には、出席者の過半数の賛成が必要です。

3. 総会では、この学会の事業に関する事、予算・決算に関する事を決めます。

第6条（代表・副代表・事務局長・監事）

1. この学会には、代表1名、副代表3名、事務局長1名、監事2名をおきます。

2. 代表・副代表・事務局長・監事は、運営委員会のすいせんを受け、総会で決めます。

第7条（代表・副代表・事務局長・監事の役割と任期）

1. 代表はこの学会を代表し、学会をまとめます。
2. 副代表は代表を補佐し、学会の目的実現のために活動します。また、代表が役割をはたせなくなった場合は、つぎの代表がきまるまで、代表の仕事をかかわって行います。
3. 事務局長はこの学会の実務の責任者です。
4. 監事は、学会の運営が適正におこなわれているかどうかを監査し、総会に報告します。
5. 代表・副代表・事務局長・監事の任期は3年です。再選もみとめます。

第8条（運営委員・運営委員会）

1. 運営委員会は総会で決まったことにそつて学会の運営を協議し、学会の活動が活発におこなわれるようにします。
2. 運営委員は、会員の中からえらばれ、総会で承認されます。
3. 運営委員の任期は3年です。再選もみとめます。
4. 運営委員の数は必要におうじて15～20名くらいとします。

だいきゅうじょう じょうせついいんかい りんじいいんかい
第 9 条 (常設委員会 ・ 臨時委員会)

がっかい かつどう かつぱつ つぎ じょうせついいんかい
1. 学会の活動を活発におこなうために、次の常設委員会をおきます。

そうむいいんかい こうほういいんかい ちょうさけんきゅういいんかい にゅうきよしゃ
総務委員会 広報委員会 調査研究委員会 入居者

いいんかい
委員会

かくいいんかい
2. 各委員会は、つぎのことをおこないます。

そうむいいんかい がっかいうんえい しきん かいりん かつどう
総務委員会 ～学会運営のための資金をあつめたり、会員をふやすための活動

かいりん かつどう だんたい かつどう
会員の活動をたすけ、ほかの団体とのつながりをつくる活動

こうほういいんかい こうほうし かいりん じょうほう かつどう
広報委員会 ～広報誌などをつくり、会員にやくだつ情報をとどける活動

ちょうさけんきゅういいんかい ひつよう しりょう くだい かんが
調査研究委員会 ～必要な資料をつくり、それをつかって課題について考え、

ひつよう ていあん かつどう
必要なものを提案していく活動

にゅうきよしゃいいんかい にゅうきよしゃほんにん ぐるーぷほーむ く かんが
入居者委員会 ～入居者本人がグループホームでの暮らしについて考え、

いけん い きかい だ かつどう
意見を言う機会をつくり出す活動

がっかい ひつよう りんじいいんかい
3. 学会は必要におうじて、臨時委員会をつくることができます。

かくいいんかい いいん うんえいいんかい う だいひょう いにん
4. 各委員会の委員は、運営委員会のすいせんを受けて、代表が委任します。

じょうせついいんかい いにん にんき ねん さいにん
5. 常設委員会の委任の任期は3年です。再任もみとめられます。

りんじいいんかい いいん にんき ひつよう だいひょう き
臨時委員会の委員の任期は、必要におうじて代表が決めます。

かくいいんかい じむ うんえいいん ぶんたん
6. 各委員会の事務は、運営委員が分担しておこないます。

だいいゅうじょう こもん
第 10 条 (顧問)

がっかい ひつよう こもん
学会は必要におうじて顧問をおくことができます。

だいいゅういちじょう かいけい
第 11 条 (会計)

がっかい けいひ かいひ た しゅうにゅう
1. この学会の経費は、会費その他の収入をあてます。

かいけい ねんど まいとし がつ にち よくねん がつ にち
2. 会計の年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年の3月31日におわります。

だいじゅうにじょう じむきよく
第 12 条 (事務局)

がっかいじむきよく よこはましなかくほんもくちょう
学会事務局は、〒231-0806 横浜市中区本牧町 1 - 120 におきます。

だいじゅうさんじょう かいそく へんこう
第 13 条 (会則の変更)

かいそく そうかい ぎけつ へんこう
この会則は、総会の議決によって変更できます。

ふそく かいそく ねん がつ にち じっし
付則 この会則は、2004年7月31日から実施します。

かいそく ねん がつ にち じっし
この会則は、2005年6月4日から実施します。

かいそく ねん がつ にち じっし
この会則は、2006年6月17日から実施します。

かいそく ねん がつ にち じっし
この会則は、2007年7月7日から実施します。

かいそく ねん がつ にち じっし ねんどそうかい けつぎ
この会則は、2010年6月12日より実施します。ただし、2010年度総会の決議に

もと かいひ へんこう ねん がつ にち じっし
基づき、会費の変更は2010年4月1日より実施します。

かいそく ねん がつ にち じっし かいひ へんこう
この会則は、2015年7月11日から実施します。ただし、会費の変更は2016

ねんどぶん じっし
年度分より実施します。